

県本部各課長 殿
県下各警察署長

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和13年3月31日まで)

宮本交企第321号
令和8年3月18日
宮城県警察本部長

重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要綱の一部改正について（通達）
重大交通事故の再発防止に向けた現場検証については、「重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要綱の制定について（通達）」（令和7年3月19日付け宮本交企第320号）により運用してきたところであるが、この度、重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要綱の一部を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の改正に伴い、宮城県警察交通事故総合分析室長が廃止され、宮城県警察交通安全総合対策室長が新設されたことによる。

2 施行年月日

令和8年4月1日

重大交通事故の再発防止に向けた現場検証実施要綱

1 趣旨

この要綱は、特に対策を講ずる必要のある交通死亡事故が発生した場合に行う警察本部員等による現場検証に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 交通死亡事故

交通事故の当事者が、その発生から24時間以内に、当該交通事故に起因して死亡した交通事故をいう。

(2) 現場検証

重大交通事故再発防止の観点から、対策を講ずべき関係機関・団体等の担当者が当該交通事故現場において一堂に会し、当該交通事故発生状況について情報共有を図るとともに、参加者の知見に基づいて多様な角度から検証し、今後講ずべき対策等について検討することをいう。

(3) 横断歩行者事故

歩行者が道路横断中に被害を受けた交通事故をいう。

(4) 自転車事故

自転車乗用者が被害を受けた交通事故をいう。

(5) 安管事故

安全運転管理者選任事業所の従業員が、第1当事者となった交通事故をいう。

(6) 初心運転者事故

指定自動車教習所を卒業し、普通・準中型・中型・大型第一種、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の各運転免許取得後1年未満の者が第1当事者となった交通事故をいう。ただし、いずれかの運転免許を取得していた期間が、通じて1年以上経過した者の交通事故を除く。

(7) 高齢運転者事故

満65歳以上の運転者が第1当事者となった交通事故をいう。

(8) 二輪車事故

大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車の運転者が第1当事者となった交通事故をいう。

(9) 通学路事故

高校生以下の児童・生徒が、徒歩又は自転車利用による通学中に被害を受けた交通事故をいう。

3 運用体制

(1) 現場検証運用責任者

警察本部に現場検証運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、交通部交通企画課長をもって充てる。

(2) 現場検証班長

現場検証班長（以下「検証班長」という。）は、現場検証を総括するものとし、交通部交通企画課交通安全総合対策室長をもって充てる。

(3) 現場検証班

現場検証を行う現場検証班の編成については、交通部長が別に定める。

(4) 招致する関係機関・団体等

現場検証に招致する関係機関・団体等については、交通部長が別に定める。

4 対象交通事故

現場検証の対象とする交通事故は、次に掲げる形態の交通死亡事故のうち、特に対策を講ずる必要があると認められる交通事故を運用責任者が選定するものとする。

(1) 横断歩行者事故

(2) 自転車事故

(3) 安管事故

(4) 初心運転者事故

(5) 高齢運転者事故

(6) 二輪車事故

(7) 通学路事故

(8) その他現場検証が必要と認められる交通事故

5 現場検証の運用

(1) 現場検証班の派遣

運用責任者は、現場検証の必要性を認めた場合、現場検証班を派遣するものとする。

(2) 現場検証の実施時期

現場検証の実施時期は、当該交通死亡事故の発生日からおおむね3週間以内に行うものとする。

(3) 現場検証の実施

ア 現場検証は、当該交通死亡事故発生現場で実施するものとする。

イ 現場検証は、検証班長が総括し、現場検証班及び招致した関係機関・団体等の担当者に対して、当該交通死亡事故の発生状況等を情報共有し、再発防止上の問題点を抽出して具体的対策等を検討するものとする。

ウ 検証班長は、当該交通事故現場を管轄する警察署長又は宮城県警察高速道路交通警察隊長及び現場検証に参加した関係機関・団体等に対して、現場検証結果に基づき、重大交通事故の再発防止のために必要と認められる対策について、指導・助言又は要請を行うものとする。

(4) 報告等

ア 検証班長は、現場検証実施結果を取りまとめ、別記様式により交通部交通企画課経由で交通部長に報告するものとする。

イ 検証班長は、現場検証実施結果を集約・管理し、関係する所属に通知するなど情報共有を図るものとする。

6 その他

要綱の細目事項については、交通部長が別に定める。

別記様式

交 通 部 長 殿

年 月 日
(実 施 者 階 級 ・ 氏 名)

重大交通事故発生に伴う現場検証実施結果について（報告）

1 実施日時 年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで (交通事故発生日時： 年 月 日 午前・午後 時 分頃)
2 実施場所
3 実施者 (1) 警察職員 (2) 関係者 (役職・氏名)
4 調査事項 (1) 現場状況 (2) 交通事故の原因 (3) 本件事故の問題点 (4) その他
5 指導事項
6 その他参考事項